

ID: 1594

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の9		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の9の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 (1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 (2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 (3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 (4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日